

平成29年度 事業計画書

社会福祉法人中標津朋友会

平成29年度基本方針	1
平成29年度事業内容	2
平成29年度研修計画	7

中標津りんどう園事業計画

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	8
ショートステイ（短期入所生活介護）	13
広域ユニット型特別養護老人ホーム	14
デイサービスセンター（通所介護事業所）	17
居宅介護支援センター（居宅介護支援事業所）	20

《基本方針》

「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が成立し、社会福祉法人においては、ガバナンスの強化や透明性の確保並びに財務規程を整備し、地域における公益的な取り組みを実施する責務規定が創設されるなど、様々なルール(準則)が定められております。

法人としても、29年度はこれらを本格的に施行に移す『制度改革元年』と位置付け、新評議員会の設置をはじめとして、組織の改編や給与制度の再構築を促し、人材確保や育成の視点に立った持続可能な経営組織の確立を目指しております。

加えて、本年度は診療報酬・介護報酬の同時改定(平成30年度)に向けての論場となる一年でもあり、報酬水準や給付と負担の在り方、軽要介護者への影響等、今後の動向にも注視をしていかなければなりません。

そっせんすいはん

率先垂範 ～ 人の先に立って物事行い模範(手本)を示すこと

家庭でも、仕事でも “これ、誰かやってくれないかなあ” という事がありますが、でも誰もがそう考えたら、結局は嫌な事はやらなくなり、疎のままになる。誰かがやらなければ成らないのなら、自分がその誰かになる。考え方を少し変えるだけで、心が前向きになり、率先して実行し意欲が生まれます。一人ひとりの「誰かになる」、その思いは小さなものですが、この思いが集まると組織(人)の成長(育成)にも繋がっていきます。

法人開設30周年を新たな節目とし、新しいスタイルが活力あるイノベーションを生み出し、それぞれが重要なファクターとなる。「率先垂範」これを今期のスローガンとして念頭に置き、各セクションが一体となって連携を深め、更なる地域への貢献と質の高いケアの確立を目指して事業の推進に努めていきます。

I 基本目標

- 1 地域に信頼される法人・施設
- 2 社会福祉法人制度改革に応じた施策と組織再編 (評議員の必置、社会福祉充実計画策定等)
- 3 利用者の視点に立ったサービス提供と効率的なケア体制の確立
- 4 人材確保の推進・給与の総合的な見直し
- 5 次期報酬・制度改革対策 (新総合事業移行等含)
- 6 行政機関及び関係団体との連携

II 本年度の事業内容

[定例会議及び研修]

法人の適正な運営並びに公正かつ透明性のある施設事業を推進するにあたり、次のとおり理事会及び監査並びに三役会等を定例又は随時開催し、健全な法人運営が図られるよう努めていきます。

1. 理事会の開催

第1回理事会	平成29年 5月	平成28年度事業報告及び決算報告等について
第2回理事会	平成29年10月	平成29年度上半期の運営並びに予算執行状況について
第3回理事会	平成29年12月	平成29年度補正予算(案)及び中間報告について
第4回理事会	平成30年 3月	平成30年度事業計画及び事業予算(案)について

2. 評議員会の開催

第1回評議員会	平成29年4月	新年度の事業概要説明並びに委嘱状交付について
第2回評議員会	平成29年6月	平成28年度事業報告及び役員選任等について
第3回評議員会	平成30年3月	平成30年度事業計画及び事業予算(案)について

3. 法人監査の実施

第1回監査	平成29年 5月	法人事業の決算監査及び減価償却等について
第2回監査	平成29年10月	法人・施設の運営並びに処遇状況等について
第3回監査	平成29年12月	法人・施設予算執行並びに諸規程関係等について
第4回監査	平成30年 3月	法人・施設の運営及び理事の業務執行について

4. 法人研修会の実施

法人役員・職員合同研修会	平成29年 4月	(中標津町)
〃	平成29年12月	(中標津町)

III 経営の原則

(社会福祉法第24条抜粋)

社会福祉法人としての役割、担い手としてふさわしい事業を確実にかつ効果的に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図っていきます。

1. 自主的な経営基盤の強化

- ① 新会計基準による適正な会計処理 (法人事業本部統括・一元化)
- ② 各事業所の財務検証と全体最適化の継続 (法人事業本部との連携)
- ③ 事業・部門毎の経営実態把握と分析、調査研究 (業務委託等の検討)

2. 福祉サービスの質の向上

- ① 利用者等からの苦情受付とその解決 (改善是正、第三者委員会との連携)
- ② 利用契約時(締結)の親切な説明と丁寧な対応
- ③ 提供サービスの評価と質の向上 (QOL向上に向けた委員会の設置検討)
- ④ 介護事故の未然防止対策とチームケア体制の確立

3. 事業経営の透明性の確保

- ① 財務諸表並びに事業報告等の閲覧やホームページでの公開
- ② 法人現況報告書及び役員名簿等のホームページでの公開
- ③ 所轄庁の条例による法人規程の整備 [定款、評議員選任・解任委員会細則等]
= 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定 =

IV 事業計画と予算執行

当法人の事業計画及び予算の編成にあたっては、介護保険制度や報酬改定の政策動向を見据えながら、法人の健全財政維持を基本とした適正かつ安定した経営が図られるように努めていきます。

- ① 社会福祉法人制度改革に沿った計画策定と関連法の整備
- ② 人材創出や育成の視点に立った持続可能な経営組織の確立 [法人組織の再編等]
- ③ 人材確保の推進を強化 [給与制度の総合的な見直しや再構築・処遇・職環境の改善等]
- ④ 事業別収支の検証とコストパフォーマンスの追求 [ソーラシステム等経費削減対策及び社会福祉充実残額の算定に応じた費消計画並びに事業立案 ～ 期間5～10年]
- ⑤ 地域支援事業や軽要介護者対策等の法改正や報酬改正に沿った事業展開

V 法人の組織体制について

法人・各施設全体の最適化を図り、事務事業の効率化を進めると共に、安定した職員確保や持続可能な経営基盤の強化を図っていきます。

- ① 社会福祉法人制度改革に即した組織体制の再編
 - ・ 新役員体制 ～ 理事6名(前年度9名)・監事2名、新評議員の設置(7名)
 - ・ 副理事長及び業務執行理事の配置 ・ 新施設長の任免並びに事務局長昇格
- ② 新たな組織体制によるガバナンス(統治・監視)の強化と透明性の確保
 - ・ 健全財政の維持と財務諸表や事業計画等の積極的な公表
- ③ 人材確保の推進及び育成強化に繋げる様々な施策の展開
 - ・ 給与制度の再構築 ～ 専門家(コンサルタント)との業務提携と雇用助成金活用
 - ・ 中標津町への積極的な要請と助成金の活用(実務者養成研修等)、養成機関へのアプローチや出前講座、分校型介護学校機能プログラムの構築を検討、処遇改善等
- ④ 社会福祉充実計画(積立金・積立資産整理)や総合事業等法改正に応じた事業展開
- ⑤ 介護報酬改正に応じた経営戦略とケア体制を確立
 - ・ 介護報酬や加算等に応じたサービス体制の確立 (在宅部門の業務分配含)
- ⑥ 健全財政を見据えた中長期ビジョンの策定
 - ・ 部門別責任体制と独立採算性を強化計画 ・ ソーラー(太陽光・蓄電池)システム検討

VI 職員対策について

1 職員研修と意識改革

『施設は人なり』という言葉のとおり、施設は職員あってのもので、その施設職員の個々の力量いかに施設の評価にも繋がります。

研修会や学習会の開催、又職員が持てる能力を最大限に発揮できるように適材適所な人事配置に努め、介護技術や仕事能率の向上を目指します。

- ① 基本理念や職業倫理の周知徹底、専門性を高める職員教育と育成
- ② 職員研修と学習会の計画的な実施と参加促進 [事故防止、感染予防等]
- ③ ホスピタリティサービスと対価意識の助長
- ④ 利用者満足度(CS)向上と質の高いケア体制の確立

2 職員処遇について

職員にとって魅力のある職場となるよう、『健やかで明るく元気に…』働ける環境づくりや、常に誇りと強い使命感をもって職務に全うできるよう、各課連携を図りながら職員処遇の向上を推進していきます。

- ① 昇格基準の見直し【介護福祉士合格者～今年度より7月1日付昇格発令】
- ② 職員処遇の改善【住宅手当拡充(嘱託全職対象)、職環境・福利厚生の実等】

〔 法人事業の内容 〕

地域社会に信頼される法人となるよう、特別養護老人ホーム及び在宅福祉サービス事業の運営を利用者の立場や視点に立って推進していきます。

< 社会福祉法人 中標津朋友会の事業 >

平成29年4月1日現在

介護保険事業	施設名	定員	指定年月日
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 中標津りんどう園	50名	平成12年4月1日
短期入所生活介護		10名 (空所利用型)	平成12年4月1日
介護予防短期 入所生活介護			平成18年4月1日
広域ユニット型 介護老人福祉施設	広域ユニット型特別養護老人ホーム 中標津りんどう園	40名 (空所利用型)	平成25年4月1日
短期入所生活介護			平成26年7月8日
介護予防短期 入所生活介護			平成26年7月8日
通所介護	在宅老人サービスセンター 中標津りんどう園	(1日)	平成12年4月1日
介護予防通所介護		40名	平成18年4月1日
居宅介護支援事業	居宅介護支援センター 中標津りんどう園	—	平成12年4月1日

＝ 中標津りんどう園 基本理念 ＝

- ・ 中標津りんどう園は『信頼される施設』となるよう努めます
- ・ 中標津りんどう園は『満足されるサービス』を提供できるよう努めます
- ・ 中標津りんどう園は『地域に貢献』するよう努めます

(私達の使命)

利用者が健やかで快適にお過ごしできるよう、又心豊かな生活が送れるように努めていきます。

(公平・公正な施設運営)

利用者個々の人格と尊厳を損なうことなく、常に公平・公正なケアに心掛けていきます。

(生活の質の向上)

利用者一人ひとりのニーズと意志を尊重し『心地よい生活と時間』が送れるように努めていきます。

(職員の資質・専門性の向上)

自らの行動には常に責任を持ち、利用者に対しては十分な配慮や質の高いサービス提供ができるよう、日々研鑽・学習し専門性の向上に努めなければならない。

(地域福祉の向上)

地域社会の一員として自覚を持ち（言動、身だしなみ等）、求められる専門性を地域住民に還元し、地域福祉の向上に努めていきます。

ケア理念 ～ 求められる職員像 ～

私たちの仕事は利用者の権利を尊重し、擁護することであり、人権を優先した介護を目指します。

- 一 私たちは利用者とともに楽しみ、悩み、そして喜びを分かち合いながらその人らしく豊かに生活していけるよう、明るく、笑顔で介護を行います。
- 一 私たちは利用者一人ひとりの疾病や身体的特徴を理解し、常に向上心を持って、専門的知識や技術を高めるよう努力します。
- 一 私たちは、地域との関わりを大切にし、ボランティアや社会参加の機会を積極的に取り入れ、又家族とのつながりも保てるよう援助しています。
- 一 私たちの「言葉」、「応対」、「感情」は利用者の尊厳に大きく影響します。従って、常に初心を忘れず、慣れの姿勢にならぬよう心掛けていきます。